

宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制 強化支援助成金にかかるQ&A

【制度全般について】

問1 本事業を実施する目的は何か。

答

- ・ 宿泊施設は、県外からの消費者に「つや姫」「雪若丸」の喫食機会を提供し、直接魅力を伝えられる広告塔であると考えております。
- ・ そうした考えのもと、「つや姫」「雪若丸」の魅力発信と更なる消費拡大を図るため、宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」の魅力発信を行う取組みや購買促進を図る取組みにかかる経費に対して支援するものです。

問2 申請すれば必ず助成金をもらえるのか。

答

- ・ 交付申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付、又は不交付の決定を行います。推進本部から交付決定を行った後に、実績報告をいただき、審査し適当と認めた場合には、助成金を交付します。
- ・ なお、予算の範囲内で助成金の交付決定を行いますので、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合があります。
- ・ また、予算の上限に達した場合には、申請の受付を終了します。

問3 申請してからどのような流れで交付されるのか。

答

- ① 申請書類に不備がなく内容が承認された場合は、2週間程度で推進本部から申請者に交付決定の通知をします。
 - ② 助成事業を実施いただき、完了した場合、実績報告書等を推進本部に提出していただきます。
 - ③ 推進本部で実績報告書等を審査し適当と認めたときは、交付額を決定し、通知します。交付額の決定後、概ね30日以内に指定の口座へお支払いします。
- ※ 交付額は、①で通知する交付決定額と③で確認した実績額のいずれか低い額となります。

【助成要件について】

問4 宿泊施設はどういった施設が該当するのか。

答

- ・ 山形県内の宿泊施設が対象になります。
- ・ 宿泊施設とは、旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設です。

問5 複数の宿泊施設を経営しているが、施設ごとに助成金の対象となるのか。

答

- ・ 施設ごとに対象となります。その場合、申請は施設ごとに提出していただくこととなり、複数の施設分を1つの申請書で提出することはできません。

問6 1つの宿泊施設において助成対象事業が複数あった場合は事業ごとに助成してもらえるのか。

答

- ・ 助成対象事業が複数ある場合でも、1施設ごとの上限額内で助成します。

問7 宿泊施設のなかにある、委託等により運営している（宿泊施設による直営ではない）お土産物店も対象となるか。

答

- ・ 対象となります。宿泊施設のなかにある土産物店を運営する事業者（宿泊施設を運営する事業者とは異なる者）が助成対象事業を実施する場合には、土産物店を運営する事業者が申請を行ってください。
- ・ ただし、宿泊施設を運営する事業者と土産物店を運営する事業者を合わせて1宿泊施設と考えますので、それぞれの事業者が申請を行った場合には、1施設ごとの上限額内で助成します。

問8 助成対象経費について具体的に教えて欲しい。

答

- ・ 助成対象経費の具体的な例は以下のとおりです。

助成対象経費	経費例
県産米の知識習得等のための研修に要する経費	講師謝礼、教材購入費、研修会会場費 など
県産米の広報・PRに要する経費	チラシ作成経費、ポスター作成経費、看板作成経費 など

県産米の販売プロモーションに要する経費	サンプル米配布経費、オリジナルパッケージ作成経費、キャンペーン経費 など
「つや姫」又は「雪若丸」をトライアル使用する際の米の購入経費と現在使用している米の購入経費との差額	試行的に他銘柄米から「つや姫」又は「雪若丸」に変更して食事を提供した際の差額

- ・ 消費者の県産米購入経費の一部を助成する（販売価格を安くする）経費については、助成対象外となります。
- ・ また、助成対象経費は、「つや姫」「雪若丸」のPR・販売体制強化等の新たな取組みに必要な経費を対象としておりますので、既存の取組みにかかる経費は助成対象外となります。

問9 助成対象経費の中の、「その他推進本部が認める経費」とは、どのように解釈するといいか。

答

- ・ 「つや姫」「雪若丸」の魅力発信を行う取組みや購買促進を図る取組みに要する経費であれば、幅広く対象となります。対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

問10 「つや姫」「雪若丸」以外の県産農産物・畜産物、県産品は助成対象経費に含まれるか。

答

- ・ 例えば、「つや姫」「雪若丸」のPRチラシのなかに県産農産物等のPRが含まれる場合や、送料値引きキャンペーンにおいて県産米とその他の物品を同梱した場合の送料などは、助成対象経費に含まれます。
- ・ 一方、プレゼントキャンペーンにおいて「つや姫」「雪若丸」の他に県産農産物等をプレゼンとする場合などでは、「つや姫」「雪若丸」の調達等に係る経費は助成対象経費に含まれますが、県産農産物等の調達等に係る経費は助成対象外です。

問11 助成対象経費に消費税は含めてもいいか。

答

- ・ 課税事業者については、消費税は助成対象外です。（助成対象経費には含めません。）
- ・ なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、消費税相当額を差し引いた金額を申請してください。
- ・ 免税事業者については、ご相談ください。

【提出書類について】

問 12 申請書への押印は必要か。

答

- ・ 申請書への押印は不要です。

問 13 支払いを確認できる書類はレシートでもいいか。

答

- ・ 誰が、いつ購入したものかわかるよう、原則として、宛名と購入日のある領収書等の写しを提出してください。
- ・ 領収書等がない場合は、レシート、インターネットバンキングの利用履歴など、第三者が作成した購入金額、購入内容がわかるものであれば可とします。

問 14 支払いを確認できる書類に助成対象とならない経費が混ざっているが、その場合はどうすればよいか。

答

- ・ 助成対象となる箇所に印をつける等、他の経費と区分していただく必要があります。

問 15 様式第 1 号の交付申請書及び様式第 2 号の実績報告書にある「取組期間」とは何を記載すればよいか。

答

- ・ 始期については、助成対象経費のなかで、最も早い購入日や発注日等を記載してください。
- ・ 終期については、助成対象経費のなかで、最も遅い支払日を記載してください。

問 16 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

問 17 助成対象経費のうち、「つや姫」又は「雪若丸」をトライアル使用する際の米の購入経費と現在使用している米の購入経費との差額はどのように積算すればいいか。

答

- ・ 差額は以下のとおり積算してください。

【積算】

(「つや姫」又は「雪若丸」の単価 － 現在使用している米の単価) × 購入数 (kg)

- ・ 「つや姫」又は「雪若丸」の単価及び購入数 (kg) は、領収書等の写しで確認できるようにしてください。(領収書等がない場合は、内容がわかるものであれば可とします。)
- ・ また、現在使用している米の単価については、直近の単価がわかるよう、事業開始3月前までの領収書や仕入れ伝票等の写しを提出してください。(領収書や仕入れ伝票等がない場合は、内容がわかるものであれば可とします。)